# 日NATO国別パートナーシップ協力計画

#### 1. 政治的文脈及び原則

- 1.1 日本及び NATO は、自由、民主主義、人権及び法の支配という共通の価値並びに戦略的利益を共有する、信頼できる必然のパートナーである。我々は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持し、及び強化するために緊密に協力する。我々は各々これらの共有された価値及び戦略的利益並びに国民の自由及び安全を擁護する決意を有している。我々はまた、多国間協力を通じた紛争抑止及び危機予防を重視する。
- 1.2 アジア太平洋地域と欧州大西洋地域は地理的に離れているが、グローバル化が進展し、より相互に連関している世界において、これら2つの地域はそれぞれ国境を越えた政治・安全保障上の動向の影響を受け、また影響を与えうる。このため、国際的な安全保障環境及び多様な脅威・リスクに関する認識を常に共有すべく、様々なレベルでの対話を一層促進する。我々は、法的及び外交的なプロセスの十分な尊重を通じて紛争の平和的解決を促進する、ルールに基づく国際秩序の追求によって、グローバルな平和、安定及び繁栄を推進することにつき、共通の戦略的利益を認識する。我々は、また、宇宙、サイバー防衛、海上安全保障及びテロ対策並びに人道支援・災害救援活動といったグローバルかつ新たな安全保障上の課題に取り組む必要性を認識している。
- 1.3 我々は、戦略的利益を共有する分野における我々のパートナーシップの強化にコミットする。そうしたコミットメントは、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を具体化した日本の「国家安全保障戦略」やパートナーとの協力を通じた国際安全保障の促進に同盟国がコミットした NATO の「2010 年戦略概念」を含む日本と NATO のそれぞれの主要な政策文書の共通性に基づくものである。

#### 2. 協力の目的及び様式

- 2.1 この国別パートナーシップ協力計画は、日本国総理大臣と NATO 事務 総長により 2014 年 5 月 6 日にブリュッセルにおいて署名され、2018 年に 改訂された国別パートナーシップ協力計画に基づく日・NATO 協力をより一層進展させることを目的とする。
- 2.2 日本と NATO は、次のとおり協力を推進する。
  - 日本と NATO との間におけるハイレベル対話の強化。
  - 防衛協力及び交流の促進(NATOパートナーシップ協力メニューの活動への日本の参加の増加、情報共有の促進、経験、教訓、専門知識及び情報の交換を通じて上記の課題に取り組むための日・NATO間の協働及び各々の能力強化を含む。)
  - 国際の平和と安定の強化を目的とする実務的な協力の促進。

# 3. 協力の優先分野

- 3.1 政治対話や防衛交流の促進に加え、日本及び NATO は、パートナーシップ協力メニューに明記されている協力分野を含む次の優先分野に焦点を当てた実務的な協力を促進する。
- 3.1.1 サイバー防衛
- 3.1.2 海洋安全保障
- 3.1.3 人道支援・災害救援
- 3.1.4 小型武器を始めとする通常兵器, 大量破壊兵器及びその運搬手段 に関する軍備管理, 不拡散及び軍縮
- 3.1.5 防衛科学技術
- 3.1.6 女性·平和·安全保障
- 3.1.7 人間の安全保障
- 3.1.8 パブリック・ディプロマシー活動
- 3.1.9 日本及び NATO の共通関心分野における防衛及び安全保障に関するその他の協力
- 3.2 日本と NATO の協力には、共同協議、セミナーやシンポジウムといったパートナー国にも開放されている NATO の活動への日本の参加、平和と

安全保障のための科学 (SPS) プログラムを含む NATO の実務的協力の機会の活用,日本及び NATO 関係者間の交流活動,並びに適当な場合の双方の演習への参加を含む。NATO の参加が適当な場合には,NATO はインド太平洋地域における日本の演習へのアセットの参加を検討し得る。NATO 科学技術機構 (STO) における日本との強い連携に基づき,新たな協力の可能性を探求する。

3.3 日本と NATO は、NATO 本部への日本の自主的拠出要員(VNC)及びパートナーシップのためのスタッフ公募(PSP)構想に基づく職員の派遣、欧州連合軍最高司令部(SHAPE)及び NATO 海上司令部(MARCOM)への日本の連絡官の任命、NATO サイバー防衛協力センター(CCDCOE)、東アジア情勢の意見交換に関する会合への日本の専門家の派遣を含む協力を進展させる。

# 4. 国別パートナーシップ協力プログラムの見直し手続き

- 4.1 本計画は、承認日から2年を期限として開始する。
- 4.2 本計画に基づく協力は、日本及び NATO 共同のプロセスを通じ、一定の間隔で見直す。そのような見直しの結果、本計画は双方の同意の上で修正又は更新され得る。

(了)